

川西市新規出店事業支援補助金

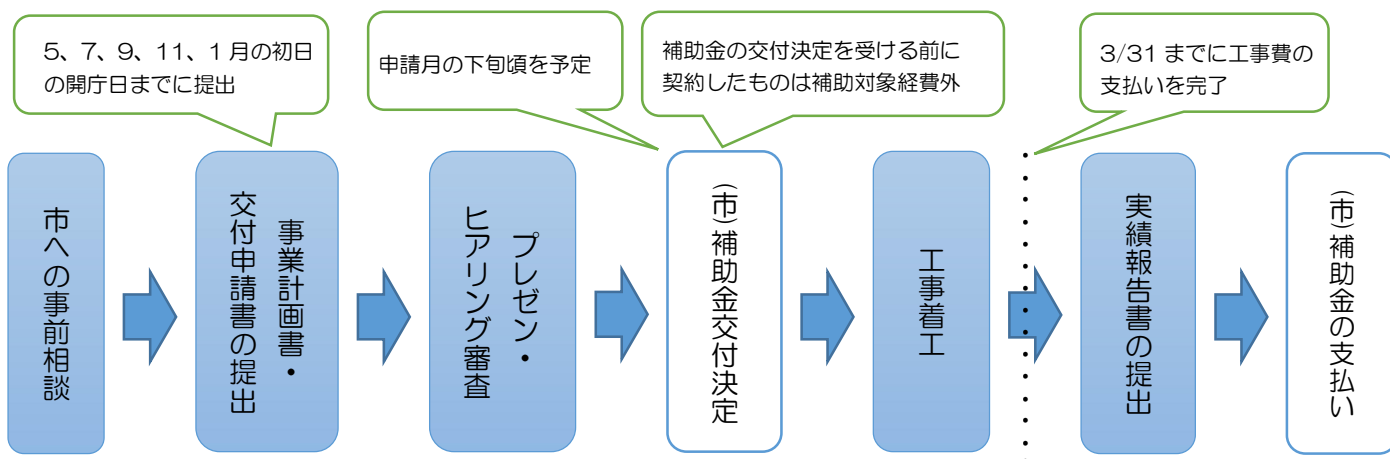
川西市では、魅力的な店舗の出店を促進し、地域経済のにぎわいを創出するため、小売業と飲食業等の新規出店にかかる工事費や店舗の賃借料の経費の一部を補助します。

さらに、開店前、開店後 6 か月、18 か月を経過した時に専門家等の経営指導を受けます。

補助対象者	川西市内で小売業・飲食業の新規出店する中小企業・個人事業主（フランチャイズを除く）	
補助対象経費	工事費 （新規出店に伴う店舗の内装及び外装費）	賃借料 （※中心市街地区域内に店舗する場合）
補助率	2 分の 1	5 分の 1
補助限度額	50 万円	ひと月あたり 5 万円（最大 60 万円） （開業 6 か月目から 12 か月間）

★兵庫県では、若者または女性が商店街の空き店舗に新規出店する場合の補助金があり、当補助金と併用できる場合があります。詳しくは裏面をご覧ください。

補助金申請の流れ



★経営指導が受けられます

この補助金を受けた方は、開店前、開店後 6 か月、18 か月の合計 3 回、専門家等の経営指導を受けます。

※補助金の詳細は市ホームページをご確認ください。



問い合わせ先

川西市 市民環境部 産業振興課

TEL：072-740-1162（平日 9：00～17：00）

メール：kawa0181@city.kawanishi.lg.jp

【市 HP】



商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業について

商店街への若者や女性による新規出店を応援し活性化を促進するため、商店街の空き店舗を活用した個性ある店舗の新規開業を支援します。

おもて面の補助金を受けられた方は対象となる場合があります。

対象事業	商店街の空き店舗への新規出店・開業
対象者	やる気ある若者（令和6年4月1日現在50歳未満）または女性 （出店後すみやかに商店街団体に加盟し、組合員として団体活動に積極的に参加すること）
補助期間	県補助金の交付決定日～令和7年3月末
対象経費	店舗賃借料、内装工事費、ファサード（正面外装）整備費
補助率	対象経費の1/6（ただし、別途、市から1/6以上の補助が必要）
限度額	最大75万円（ただし、市の補助額を上限とする）

《注意事項》

- ・ 商業アドバイザー派遣の申込を行う必要があり、アドバイザーへの謝金・旅費等の費用がかかります。
（市町、商工会議所・商工会等の専門家派遣等同様の支援を受けている場合は、商業アドバイザーの派遣を受けたものとみなすことがあります。）
- ・ 上記アドバイザーの申込から補助金交付決定まで2か月程度かかります。
- ・ 詳細はひょうご産業活性化センターホームページをご確認ください。

活性化センターHP



問い合わせ先

市：川西市 市民環境部 産業振興課

TEL：072-740-1162（平日9：00～17：00）

県：公益財団法人ひょうご産業活性化センター 経営推進部 経営・商業支援課

TEL：078-977-9116（平日9：00～17：30）